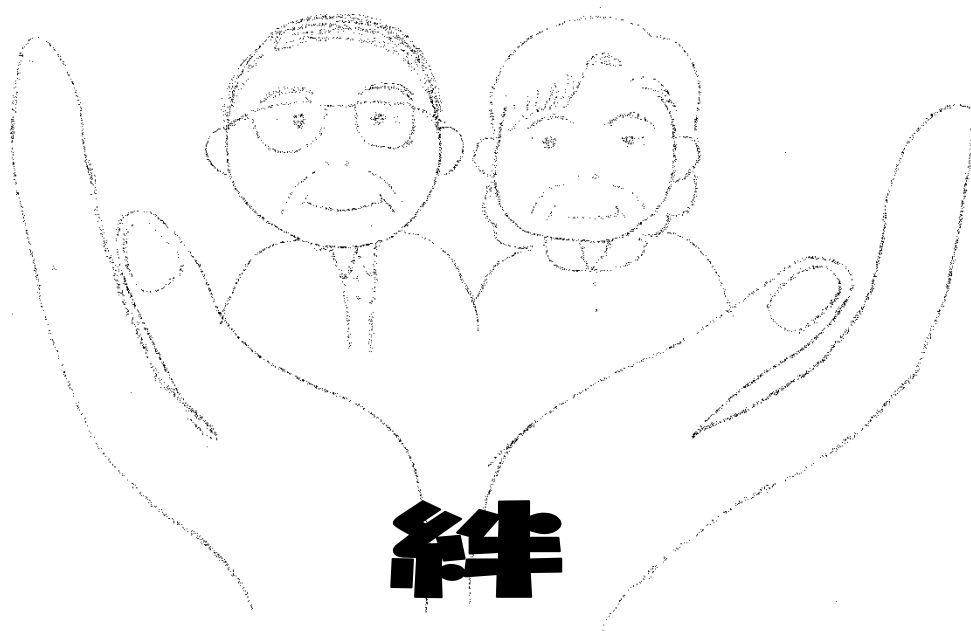


大津町高齢者虐待防止マニュアル



令和5年1月作成
大津町地域包括支援センター

目次

はじめに

1. 高齢者虐待防止法について P1
2. 高齢者虐待とは P1
3. 養護者による高齢者虐待 P2
 - (1) 養護者による高齢者虐待の定義と類型
 - (2) 養護者による高齢者虐待の発生要因
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待 P10
 - (1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義と類型
 - (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因
 - (3) 虐待の芽チェックリスト
5. 高齢者虐待の早期発見のために P17
 - (1) 高齢者虐待かもしれない . . . と思ったら
 - (2) 高齢者虐待への具体的な対応手順
 - (3) 通報したことを知られたくないのですが . . .
6. 相談・連絡先 P19
7. 高齢者の権利を守る為に利用できる事業や制度 P20

はじめに

平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されましたが、高齢者施設及び養護者による高齢者虐待は、依然として深刻な社会問題となっています。

大津町では地域包括支援センターが中心となり、各関係機関と連携を取りながら高齢者虐待への迅速な対応に努めています。

本マニュアルには、高齢者虐待について基本的な事項を記載しています。高齢者が住み慣れた地域で尊厳を守られ安心して生活していくためには、高齢者虐待について町民の皆さまや福祉従事者等、多くの方に知っていただき、地域で高齢者虐待がおこらないよう支え合っていく事が大切です。本マニュアルは、できるだけ早い段階で高齢者虐待のサインに気づき、適切な支援につなぐ為の手引きとして作成しました。

高齢者虐待のサイン例も記載しておりますので、少しでも気になる高齢者を発見した場合は、大津町地域包括支援センターまたは大津町介護保険課までお早めにご相談くださいますようお願いいたします。

また各関係機関におかれましては、本マニュアルを内部研修資料等としてもご活用いただければと思います。

大津町地域包括支援センター

1.高齢者虐待防止法について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という）は、平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。高齢者虐待防止法は、①高齢者虐待の（再発）防止、②虐待を受けた高齢者に対する保護、③養護者の負担の軽減等養護者に対する支援を目的としています。

※高齢者虐待防止法第 1 条（目的）の条文を以下に記載します。

高齢者虐待防止法第 1 条（目的）

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

・高齢者虐待防止法では「高齢者」を「65 歳以上の者」と定義しています。しかし、64 歳以下の事例を本法の仕組みで対応してはいけないという趣旨ではなく、こういったケースでも積極的に対応し、必要に応じて高齢者虐待防止法の仕組みを活用することが必要です。

2.高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に区分しています。

P2 から「養護者による高齢者虐待」について、P10 から「養介護施設従事者等による高齢者虐待」について記載しています。

3.養護者による高齢者虐待

高齢者虐待防止法では、養護者を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定めています（第2条第2項）。在宅での虐待のほとんどは、家族・親族によるものですが、血縁関係のない者による虐待もあるため、本法では「養護」しているかどうか、という関係で見えています。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理したり、提供していることが、「現に養護する」に該当すると考えられます。

また、養護者は必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられます。

※現に養護していない者による虐待の場合

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実に即して適切に判断する必要があります。

また「現に養護する」養護者が、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待として規定しています。

P3～8にそれぞれの虐待の内容とサイン例を記載しています。複数の項目にあてはまると疑いの可能性はより濃くなってきます。あくまでも例示ですので、この他にも様々なサインがある事を認識して下さい。

(1) 養護者による高齢者虐待の定義と類型

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

具体的な例

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・本人へ向けて物を壊したり、投げつけたりする。
- ・本人へ向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。
※投げた物が仮に高齢者の身体に接触しなくても、外傷が生じるおそれのある行為でも身体的虐待となります。
- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
- ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。
- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。）
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
☐	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
☐	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がる。
☐	頭、顔、頭皮等にキズがある。
☐	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
☐	急におびえたり、恐ろしがったりする。
☐	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
☐	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

具体的な例	
☐	・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
	・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
	・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
	・徘徊や病気の状態を放置する。
	・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
	・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。
	・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。

《介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、または異臭を放っている。
☐	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
☐	寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。
☐	汚れたままの下着を身につけるようになっている。
☐	かなりの褥瘡ができてきている。
☐	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
☐	適度な食事を準備されていない。
☐	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
☐	栄養失調の状態にある。
☐	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体的な例

- ・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・ 侮辱を含めて、子供のように扱う。
- ・ 排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。

《心理的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	かきむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
☐	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
☐	身体を萎縮させる。
☐	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
☐	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
☐	自傷行為がみられる。
☐	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
☐	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

具体的な例
・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。

《性的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
☐	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
☐	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
☐	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
☐	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	睡眠障害がある。
☐	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

⑤経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

具体的な例

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。

《経済的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
☐	自由に使えるお金がないと訴える。
☐	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
☐	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
☐	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
☐	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

※セルフネグレクトについて

高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意思が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている事例があり、これをセルフネグレクト（自己放任）といいます。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法に定める虐待の５類型のいずれにも該当しませんが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることには変わりがないと言えます。

客観的に見て支援が必要なセルフネグレクトの状態とは、例えば、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などがあげられますが、支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められます。

《セルフネグレクトのサイン》

チェック欄	サイン例
☐	昼間でも雨戸が閉まっている。
☐	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
☐	配食サービス等の食事がとられていない。
☐	薬や届けた物が放置されている。
☐	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
☐	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
☐	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

(2) 養護者による高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。虐待者の追いつめられた事情が背景にある場合も少なくありません。虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

◆◆養護者による高齢者虐待の発生要因の例◆◆

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
・加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下 ・認知症の発症・悪化 ・パワレス状態（無気力状態） ・疾病・障害がある ・要介護状態 ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの虐待者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・養護者との依存関係	・パワレス状態（無気力状態） ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・依存症（アルコール・ギャンブル等） ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・性格的な偏り ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する理解） ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立	・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、傷害に対する偏見

4.養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。これには、直接介護に携わる職員の他、経営者・管理者層も含まれます。養介護施設従事者等による虐待は、養護者による虐待とは異なり、虐待者への支援という観点はなく介護保険法や老人福祉法に基づく適切な権限の行使を行うこととなります。

※「養介護施設」「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活介護支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援事業	

また、対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合には、「養護者による高齢者虐待」として対応することが必要です。いかなる施設・事業所であっても高齢者虐待が疑われる場合には、法の趣旨に則り適切な対応を行うことが求められています。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義と類型

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

具体的な例

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。
※投げた物が仮に高齢者の身体に接触しなくても、外傷が生じるおそれのある行為があれば、身体的虐待となります。
- ・医学的判断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護しやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

※「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制（P14 に具体例記載）

②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

具体的な例

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。
- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わな

い。

- 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。
- 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手だてをしていない。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体的な例

- 怒鳴る、罵る。
- 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。
- 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- 日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
- 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- 子供扱いするような呼称で呼ぶ。
- 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。
- トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。
- 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。

- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

具体的な例

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、またわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

具体的な例

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

※身体拘束について

介護保険制度施行時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています（介護保険指定基準における身体拘束禁止規定）。

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ここで、緊急やむを得ない場合とは、以下の 3 要件をすべて満たすことが定められており、ひとつでも要件を満たさない場合には指定基準違反となることに注意が必要です。

◆◆緊急やむを得ない場合の 3 要件◆◆

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

◆◆身体拘束の具体例◆◆

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人が必要な知識や技術を修得していなかったり、専門職に必要な倫理を理解していなかったり、ストレス対処面での問題等が直接的な原因として発生している場合が多いと考えられますが、その背景には組織運営面において何らかの課題があると考えて対処する必要があります。虐待が発生した要因を、虐待を行った職員個人の問題に帰せず、組織の問題として捉えることが重要です。

◆◆養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因の例◆◆

被虐待者側の問題	虐待を行った職員の問題	運営法人（経営層）の問題	組織運営上の問題
・介護に手がかる ・排泄や呼び出しが頻回 ・認知症によるBPSDがある	・虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 ・高齢者介護や認知症ケア等に関する知識技術不足 ・職員の倫理観・理念の欠如 ・職員の業務負担の大きさ	・現場の実態の理解不足 ・虐待や身体拘束に関する知識不足 ・業務環境変化への対応取組が不十分	・虐待防止や身体拘束廃止に向けた取り組みが不十分 ・職員研修の機会や体制が不十分 ・職員が相談できる体制が不十分

(3) 虐待の芽チェックリスト

各事業所において虐待防止への意識を高めることを目的として、「虐待の芽チェックリスト」等を用いてチェックする事も虐待防止には有効であると考えられます。

チェック欄	チェック項目
☐	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？
☐	利用者に対して、アセスメント・施設サービス計画に基づかず、あだ名や〇〇ちゃんと呼び、呼び捨てなどをしていませんか？
☐	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「〇〇して」「ダメ！」など）で接していませんか？
☐	利用者への声かけなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？
☐	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？
☐	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？
☐	利用者に必要な日用品（眼鏡、義歯、補聴器など）や道具（コールボタンなど）が壊れていたり、使えなかったりしていませんか？
☐	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？
☐	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？
☐	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？
☐	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？
☐	プライバシーへの配慮に欠けたケア（排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど）をしていませんか？
☐	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？
☐	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていますか？
☐	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありますか？

5.高齢者虐待の早期発見のために

一般的に高齢者虐待は閉ざされた環境で行われることが多く、外部からは気づきにくい問題です。

地域の中で高齢者虐待の深刻化が進まないようにするためには、地域に暮らす住民や高齢者福祉に携わる者が、高齢者虐待の存在を認識し、高齢者世帯への見守りを行う中で、虐待の兆候に気づき、早期発見を行うことができるような関わりが求められます。近隣住民や地域の民生委員、自治会等の地域組織、介護サービス事業所など高齢者を取りまく関係者が虐待の兆候に気づくことが重要となってきます。そのためにも、高齢者虐待が具体的にどのようなものであるか正確に知識として身につけ、適切な相談窓口へ連携できるようにしていくことが大切です。

(1) 高齢者虐待かもしれない・・・と思ったら

高齢者虐待防止法では、虐待を発見した者への通報義務が規定されています。

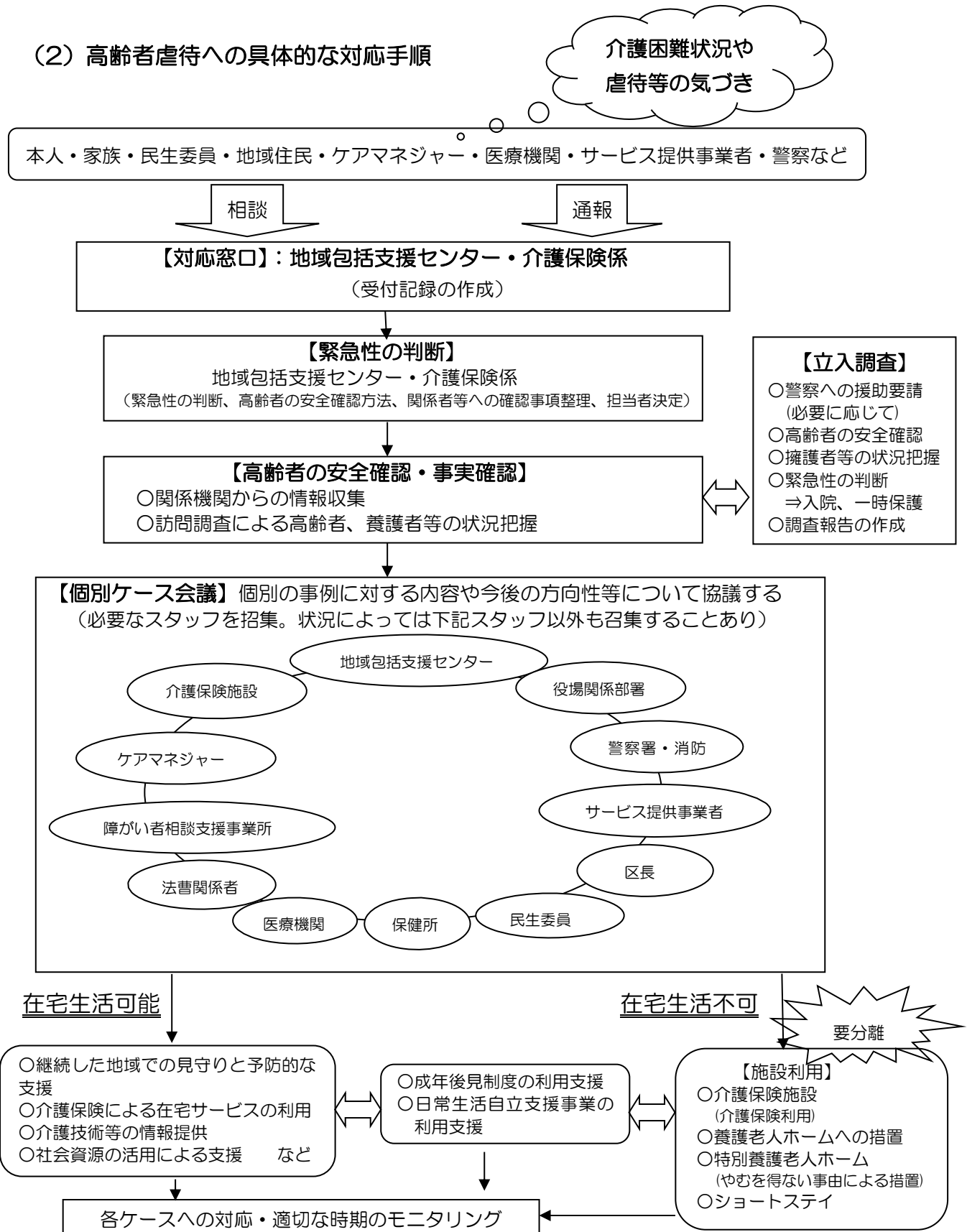
(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第 7 条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。⇒ **【義務】**

第 2 項 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならない。⇒ **【努力義務】**

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、「速やかに、これを市町村に通報しなければならない」とあり、通報が義務として定められています(第 21 条第 1 項)。これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務(同条第 3 項)とは異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。

(2) 高齢者虐待への具体的な対応手順



(3) 通報したことを知られたくないのですが・・・

通報や虐待を受けた本人からの届け出を受けた市町村や地域包括支援センターの職員には、職務上知り得た通報者等を特定する情報を漏らしてはならない、という守秘義務が課せられています。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届け出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村長の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をしたものを特定させるものを漏らしてはならない。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待についても、通報者の保護について次のように規定しています。

第21条
第6項 上記による通報は、虚偽及び過失の場合を除き、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務違反にはあたらないこと。
第7項 養介護施設従事者等が通報等を行った場合には、通報等をしたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと。

※ただし、通報が虚偽または過失によるものであった場合、高齢者虐待防止法第21条第6項・第7項の規定は適用されません。

6.相談・連絡先

高齢者虐待への対応は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下での生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現させることを目的に行うものです。

高齢者虐待は、どこででも起こりうる身近な問題です。少しでも「気になる高齢者を発見した」場合や「虐待かもしれない」と思った場合は、お早めにご相談下さい。相談は無料です。

名称	住所	連絡先
大津町地域包括支援センター	大津町大津 1233	096-292-0770 (Fax) 096-292-1234
大津町介護保険課	大津町大津 1233	096-293-3511 (Fax) 096-292-1234 (メール) kaigohoken@town.ozu.kumamoto.jp

その他の相談・連絡先

名称	住所	連絡先
大津警察署	大津町室 676	096-294-0110

7.高齢者の権利を守る為に利用できる事業や制度

大津町では、高齢者の権利擁護の為、住民及び事業所などへ周知・啓発を図るとともに、関係機関との連携を取りながら、以下のような事業も実施しています。

(1) 介護サービス相談員派遣事業

施設等に介護サービス相談員を派遣し、入所者と会話をする中で日頃感じている不満や疑問などの相談に対応しています。何らかの問題が生じた場合の事後的な問題ではなく、苦情に至る前に利用者から直接聞き取って施設側に相談することで、サービスの質の向上と利用者の権利擁護を図ります。

(2) 大津町権利養護推進センター

成年後見制度は、高齢者の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、認知症高齢者や独居高齢者の増加に伴い、判断能力が不十分な人の為に、より一層の利用促進を図る必要があります。

大津町では、令和3年8月に地域包括支援センター内に大津町権利擁護推進センターを開設し、成年後見制度をはじめとした権利擁護の推進に取り組んでいます。

(3) 認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識や適切な対応について普及啓発し、地域で認知症の人やその家族を見守る、認知症サポーターを養成し、やさしい地域づくりの担い手を増やします。

※詳しい内容は、地域包括支援センターまでおたずね下さい。

《引用・参考資料》

- 熊本県高齢者虐待対応ハンドブック
（R3年更新 熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症対策・地域ケア推進課）
- 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き（平成 23 年 3 月社団法人日本社会福祉士会）
- 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き
（平成 24 年 3 月社団法人日本社会福祉士会）
- 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
（平成 30 年 3 月厚生労働省老健局）
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き
（平成 23 年社団法人日本社会福祉士会）
- 虐待の芽チェックリスト（公益財団法人 東京福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター）